

高橋雨水ポンプ場について

1 建築基準法違反の概要

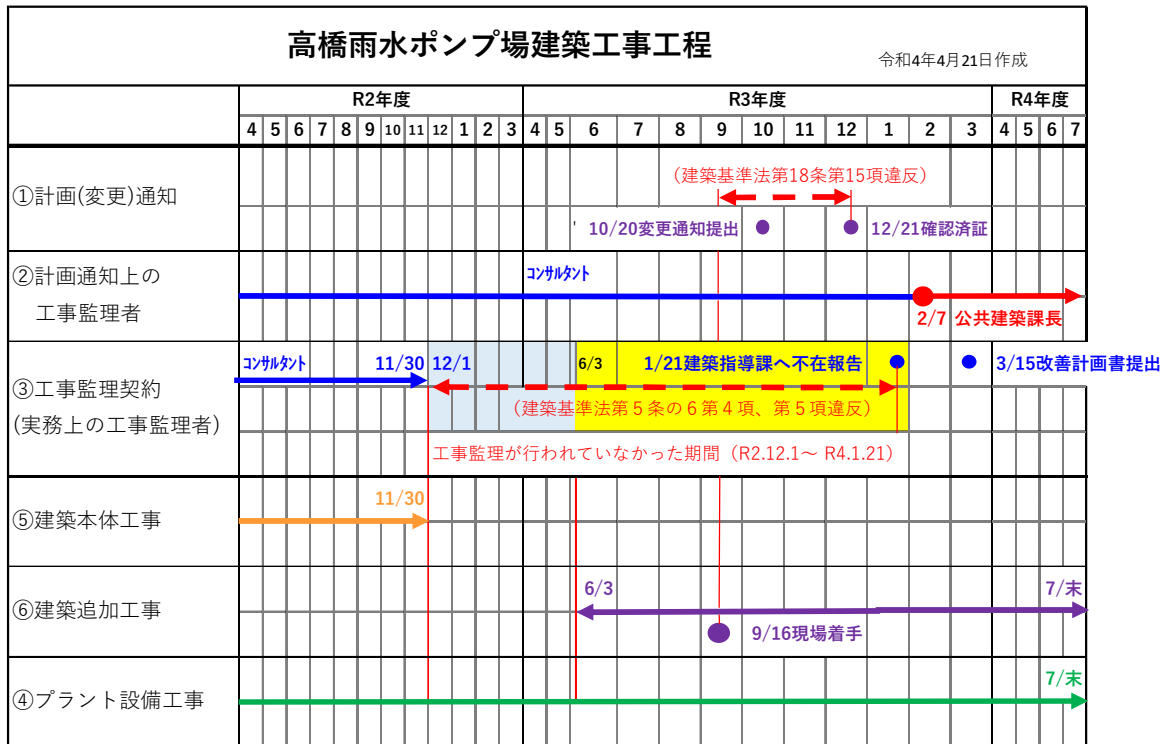
≪建築基準法違反≫

- (1) 事前着工：令和3年9月16日～12月20日迄（建築基準法 第18条第15項違反）
- (2) 工事監理が行われていなかった期間：令和2年12月1日～令和4年1月21日迄（建築基準法第5条の6第4項、第5項違反）

2 違反の改善状況

- (1) 令和3年12月21日に追加（建築）工事の計画通知の確認済証の交付を受けた。
- (2) 令和4年2月7日に工事監理者を公共建築課長に定めた。

公共建築課、設備課の協力を得て、主に工事監理者不在期間の図面と現場の照合を行い、工事再開後の監理体制を含めた改善計画書を3月15日に建築指導課へ提出した。3月19日から工事を再開、ポンプの稼働は7月末を予定している。



3 再発防止策

今回の建築基準法の法令違反を受け、応急対策（5項目）・恒久対策（6項目）を策定。各対応策の内容と取組みの進捗状況は別紙「資料10」のとおり